

# 臨時休業中の児童生徒・保護者のケアのための具体的な取組みについて

令和2年4月20日 大阪府教育庁市町村教育室小中学校課

令和2年4月3日付教小中第1068号「登校開始後（休校中の登校も含む）の児童生徒・保護者のケアのために」において、『児童生徒・保護者のケアを適切に行うために学校ができること』として、

- ◇感染予防のための環境づくり
- ◇配慮が必要な児童生徒への対応
- ◇児童生徒への声かけ等についての確認
- ◇生徒指導事案や各種相談に対応する連絡体制・チーム支援開始のフローチャートの確認

の4点についてお伝えしました。緊急事態宣言の発令等、依然として厳しい状況にありますが、児童生徒・保護者のケアのために、臨時休業中に学校が行う具体的な取組みについてまとめました。

## 臨時休業中に学校が行う取組みと具体的な方策

臨時休業中には、学校は、以下のA・Bに示した2つの取組みを行うことが大切です。

### A 現在、厳しい心理状況・家庭環境にある（その可能性のある）児童生徒の状況を把握する。

#### 現在の危機への対応

#### 具体的な取組み

##### ① 児童生徒の安全確認

電話連絡・家庭訪問等の方法で、週に1回程度は児童生徒の安全確認を行い、現在の生活状況等をできる限り把握しましょう。

- 感染に対する不安を考慮し、無理な家庭訪問は控えるなど、確認方法を工夫しましょう。
- 確認する内容等を共有する、共通のシートを作成する等、同じ視点で情報を共有できるようにしましょう。
- 安全確認が難しい場合や、虐待(疑い含む)がある場合は、ためらわず福祉部局等の関係機関やSC・SSW等の専門家とも連携しましょう。

##### ② 問題行動や不登校等、今後のリスクの高い（可能性のある）児童生徒についての共通理解

すべての児童生徒を対象に、今後、問題行動や不登校、虐待等のリスクの高い児童生徒を洗い出し、個別支援の必要性を検討しましょう。

- 安全確認で得た情報等を集約し、クラスごとのリスト作成等、学校全体で共有しやすい工夫をしましょう。
- 昨年度までの学校生活や欠席状況等もあわせて、支援が必要、あるいは今後支援が必要になる児童生徒を洗い出し、学校全体で共有しましょう。  
※府作成のスクリーニングシート（別添資料）を参照
- 集約した情報は、SC・SSW等の専門家と共有し、助言を受けるとともに、必要な時はケース会議等を開催し、具体的な支援の方策を話し合しましょう。

### B 児童生徒・保護者におこる課題への対応やその解決にむけて組織で対応するための準備を行う。

#### 将来の危機への対応

#### 具体的な取組み

##### ① 問題行動対応チャート（生徒指導マニュアル）の整備・確認

すべての教職員が同じ対応ができるよう、生徒指導体制や事案対応の流れを確認しましょう。

- 生徒指導会議（「生指委員会」等）の役割や構成員、開催頻度等を確認しましょう。
- 児童生徒の気になる情報や、生徒指導事案の情報を共有するためのツール（報告様式）、生徒指導会議に報告するプロセス等を確認しましょう。
- いじめや暴力行為等の問題行動がおこった時や、児童生徒が不安を訴えた時等の対応の流れについて、全教職員で共有する機会をもちましょう。
- SCやSSW等の専門家の役割を知り、生徒指導会議に原則参加できるよう日程調整をしましょう。

##### ② 児童生徒が不安やストレスからみせる言動やサインについての教職員の理解と寄り添い方の確認

児童生徒・保護者の不安やストレスを理解し、児童生徒への具体的な対応を確認しましょう。

- 校内研修等でSC等の専門家から、児童生徒や保護者におこるストレス反応等と、具体的な対応の仕方（話の聞き方、声かけの仕方、話す内容等）について講義等をうけ、理解を深めましょう。また教員も自分のメンタルヘルスに留意するようにしましょう。
- 各種相談窓口の情報を整理し、学校通信等で児童生徒や保護者に周知しましょう。

全教職員で児童生徒の状況を共有する機会を定期的にもち、児童生徒・保護者のケアに努めましょう。